

## 本町職員の失職及び処分について

官製談合防止法違反等の疑いで逮捕、起訴された本町職員に対し、令和7年6月13日、山形地方裁判所において、懲役2年6月（執行猶予4年）の有罪判決が言い渡されましたが、令和7年6月28日付けで判決が確定したことを確認いたしました。

判決確定により、地方公務員法第16条第1号に該当し、同法第28条第4項の規定に基づき失職いたしました。

また、当該職員を管理監督する職責にあった職員2名に対し、懲戒等の処分を行いました。

町政に対する信頼を損なう結果となり、町民の皆様にご心よりお詫びを申し上げます。このような事態を繰り返さぬよう、引き続き職員の法令遵守及び綱紀粛正の徹底を図り、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

### 1. 失職となった職員

(1) 職・氏名 総務課付け係長 小梁川 守

逮捕当時の所属及び職名：建設課 スマートIC・道路河川係長

(2) 失職日 令和7年6月28日

### 2. 管理監督者の処分

(1) 対象者及び内容 建設課長 減給10分の1（1月）  
当時の建設課長補佐 訓告

(2) 処分年月日 令和7年7月1日

令和7年7月1日  
高畠町長 高梨 忠博